

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ

パートナーシップ

問い合わせ先 企画課男女共同参画推進係 ☎ 72-2111 内線 222

**11月12日(金)から25日(木)は
女性に対する暴力をなくす運動の実施期間です。**

平成13年6月5日、内閣府男女共同参画推進本部において毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間と定められました。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

暴力防止及び被害者保護の取り組み

女性に対する暴力防止及び被害者保護に向けて、様々な法律が制定されています。その一つに平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」があります。配偶者からの暴力は、発見が困難な家庭内で行われることが多く、被害が深刻化しやすいという特性があります。

そのため国及び地方公共団体は、保護命令制度の拡充や、各都道府県の配偶者暴力支援センター(本市周辺では北筑後保健福祉環境事務所)による相談、一時保護などの業務を実施しています。

本市でも、女性の悩みについての電話相談業務「おごり女性ホットライン」を開設しています。ひとりで悩まずに、まずは相談してください。相談は無料、秘密は厳守されます。

○北筑後保健福祉環境事務所

☎ 34-8111

相談日 毎週月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

○おごり女性ホットライン

☎ 092-513-7337

相談日 毎週月～金曜日

午前10時～午後5時

※いずれも祝日、12月29日～1月3日除く

本市では「女性に対する暴力をなくす運動の実施週間」にあわせて、男女共同参画セミナー・ちょっと気になる七夕人権考座を開催します。

演題 「DV被害をふせぐために！わたしにできること」

講師 NPO法人 アジア女性センター

児島むつ子さん

◆日時 11月16日(火)/午後7時30分～9時

◆会場 人権教育啓発センター 大集会室

◆参加費 無料(参加の申し込みは不要です)

◆手話通訳あり

◆託児あり 無料(申し込みが必要です)

※託児対象は生後4か月～就学前までの乳幼児です。

11月9日(火)午後5時までに電話、ファクス、またはEメールで申し込みください。

DV相談から見えてくるものは？

DVとは何か？

○託児申込・問い合わせ先

企画課男女共同参画推進係

☎ 72-2111 内線 222

ファクス 73-4466

Eメール danjokyodo@city.ogori.lg.jp